

平成 20 年 7-9 月期『民間企業資本ストック速報』における除却額の推計方法の変更について

平成 21 年 1 月 23 日

経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 「リース業」及び「その他の物品賃貸業」の変更

除却額の基礎統計として『四半期別法人企業統計調査』（財務省）（以下『季報』という）のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の系列を利用している。平成 20 年 12 月 4 日に公表された『季報』（平成 20 年 7-9 月期調査）の「リース業」および「その他の物品賃貸業」のデータにおいて、過去の動向から考えると前期末値と当期末値の間に著しい非連続性が認められる。

これは、平成 19 年 3 月に改正された「リース取引に関する会計基準」の適用の影響（過去から持っているリース資産の平成 20 年 4 月 1 日以降における流動資産への振り替え）があると考えられるが、この流動資産の振り替えは実際の売却減失ではないので、前期同様にこの影響を取り除く為、当面の間、以下の方法により調整を行う。

○ 処理の対象となるデータ：『季報』（平成 20 年 7-9 月期調査）より抜粋

その他の有形固定資産（当期末減失固定資産）/リース業 /全規模

その他の有形固定資産（当期末減失固定資産）/その他の物品賃貸業/全規模

平成 20 年 7-9 月期 「リース業（全規模）」1,384,830 百万円

「その他の物品賃貸業（全規模）」52,996 百万円 （別紙参照）

○ 推計方法の変更

平成 20 年 7-9 月期のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の件に関し、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】

「サービス業（全規模）」のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の額を使用。

【変更後】

「リース業」（全規模）及び「その他の物品賃貸業（全規模）」について、その他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の過去 4 四半期実数平均値と今期（平成 20 年 7-9 月期）の実数の差を、「リース取引に関する会計基準」の適用の影響とみなすこととし、今期「サービス業」実額から控除する。（平成 20 年 4-6 月期と同様）

（参考）

民間企業資本ストック速報における除却額の推計方法は、「民間企業資本ストック年報 推計方法の概要」（内閣府ホームページで公開）を参照。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html#s-kakuho>

(参考) 『四半期別法人企業統計調査 (平成20年7～9月期) 』

(平成20年12月4日公表)

(単位: 百万円)

調査項目	その他の有形固定資産 (当期末減失固定資産)	その他の有形固定資産 (当期末減失固定資産)
業種	リース業	その他の物品賃貸業
規模	全規模	全規模
2004年 4 - 6月期	233,302	33,146
7 - 9月期	293,220	35,560
10 - 12月期	245,381	41,480
2005年1 - 3月期	394,160	29,486
4 - 6月期	497,682	25,190
7 - 9月期	313,829	14,723
10 - 12月期	430,974	28,597
2006年1 - 3月期	716,898	17,734
4 - 6月期	274,873	26,495
7 - 9月期	425,383	27,113
10 - 12月期	491,770	48,575
2007年1 - 3月期	669,844	74,769
4 - 6月期	150,256	17,560
7 - 9月期	261,457	25,865
10 - 12月期	208,422	35,367
2008年1 - 3月期	312,297	27,459
4 - 6月期	9,296,788	893,637
7 - 9月期	1,384,830	52,996

2. 道路公団民営化に伴う変更

除却額の基礎統計として利用している『四半期別法人企業統計調査』(財務省)のその他の有形固定資産(当期末減失固定資産)の系列について、平成18年4-6月期に遡って、含まれていた各道路株式会社分の計数を控除する。